

入札の公告

次のとおり地域限定型一般競争入札（以下、「入札」という。）を実施する。

令和元年7月8日

社会福祉法人 美瑛慈光会
理事長 安倍 信一

1. 入札に付する事項

- (1) 工事等の名称及び場所 美瑛慈光会グループホーム虹増築工事
上川郡美瑛町南町3丁目3番8号
- (2) 工事等の期間 契約締結の日から令和2年1月31日まで
- (3) 工事等の規模及び工期
美瑛慈光会グループホーム虹増築工事
構造 木造平屋 (工期 令和元年7月30日～令和2年1月31日)

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は単体企業であり、次の要件をすべて満たしていること。

- ア 建設一式における、直近の経営規模等評価結果・総合評定値が900点以上のもので、美瑛町の一般競争入札又は指名競争入札に参加資格を有するものの名簿の建築一式工事における総合数値が850点以上のもの。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 本工事の入札執行日から過去1年以内の間に、美瑛町建設工事等入札参加者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始決定後の美瑛町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- オ 旭川市又は美瑛町に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。
- カ 本工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が4年以上あること。
- キ 過去5年間（平成26年度以降）に、本工事と同種で、おおむね200㎡の工事を元請け又は下請けとして施工した実績を有する者であること。
- ク 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者の資格を有するもので、かつ、入札参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事現場に専任で配置できること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、3ヶ月に満たない場合であっても、3ヶ月以上の雇用関係にあったものとみなす。
配置予定技術者経歴書に記載された技術者は、契約工期中、他工事との重複は認めない。また、技術者は、死亡、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き変更できない。
- ケ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3. 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。

- ア 地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 直近の総合評定値通知書の写し
- ウ 類似工事施工実績調書及びその契約書の写し
- エ 配置予定技術者経歴書
- オ 特定関係調書

(2) 提出期間

令和元年7月8日(月)から令和元年7月12日(金)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

上川郡美瑛町南町4丁目4番18号
特別養護老人ホーム美瑛慈光園 (TEL 0166-92-4111)

(4) 提出方法

持参することとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(5) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
- ウ 提出された資料は、返却しない。

4. 申請書の配布

地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書は、次のとおり配布する。

(1) 配布期間

令和元年7月8日(月)から令和元年7月12日(金)の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

上川郡美瑛町南町4丁目4番18号
特別養護老人ホーム美瑛慈光園 (TEL 0166-92-4111)

(3) 配布方法

上記(2)の場所で直接受け取ること(送付又は電送では行わない。)

(4) 費用

無料

5. 入札参加資格の審査

入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和元年7月16日(火)までに書面により通知する。

6. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、令和元年7月17日(水)までに書面により入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

上川郡美瑛町南町4丁目4番18号

特別養護老人ホーム美瑛慈光園（TEL 0166-92-4111）

（2）理由の説明は、令和元年7月18日（木）までに書面により説明する。

7. 入札の執行日時及び場所

（1）入札日時 令和元年7月30日（火） 10時00分

（2）入札場所 特別養護老人ホーム美瑛慈光園 2Fミーティングルーム

8. 郵便等による入札

（1）郵便等による入札は認めません。

（2）電報による入札は認めません。

9. 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

11. 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

免除します。

ただし、入札者が落札者となった場合に契約を締結しなかったときは、入札金額の5%以上の額を損害賠償として請求します。

（2）契約保証金

免除します。

ただし、契約を締結した者（以下、「請負者」という。）が、請負契約上の義務を履行しないなど、請負者の責により請負契約が解除されたときは、契約金額の10%以上の額を損害賠償として請求します。

12. 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

（1）入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間 令和元年7月17日（水）から令和元年7月26日（金）までの
午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日は不可。）

イ 閲覧場所 上川郡美瑛町南町4丁目4番18号
特別養護老人ホーム美瑛慈光園 事務所

（2）設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間 令和元年7月17日（水）から令和元年7月26日（金）までの

午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日及び日曜日は不可。）

イ 受付場所 上川郡美瑛町南町 4 丁目 4 番 18 号
特別養護老人ホーム美瑛慈光園

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 回答期間 令和元年 7 月 29 日（月）の午前 10 時

イ 回答場所 上川郡美瑛町南町 4 丁目 4 番 18 号
特別養護老人ホーム美瑛慈光園

13. 支払条件

- (1) 前 金 払 前金払はしない。
- (2) 中間前金払 中間前払はしない。
- (3) 部 分 払 部分払はしない。
- (4) そ の 他 工事竣工後 3 ヶ月以内もしくは補助金受領後速やかに支払う。

14. 契約書作成の要否

必要とする。

15. その他

- (1) 最低制限価格 設定しない。
- (2) 入札執行回数 3 回とする。
- (3) 最低価格の入札者（最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札者）は、入札終了後、速やかに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
なお、工事費内訳書は参考として提出を求めるものであり、入札の効力に影響を及ぼすものではない。
- (4) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、競争入札心得及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 談合情報に対する対応
 - ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び工事費内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがあります。
 - イ 入札談合の疑いがあると認められたときは、入札の執行を取りやめることがあります。
 - ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。
- (6) 建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知してください。
- (7) この入札の執行は、公開となっておりますので承知してください。
- (8) 債権譲渡の取扱い

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が工事完成検査合格後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 4 の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を社会福祉法人美瑛慈光会に提出し、本会が適当と認めたときは、当該債権譲渡を承諾することができる。

なお、承諾依頼にあたっては、社会福祉法人美瑛慈光会が指定する様式により依頼すること。

- (9) その他入札に関し不明な点は、特別養護老人ホーム美瑛慈光園に照会すること。
(TEL 0166-92-4111)